

珠洲市告示第 1 3 9 号

行旅病人及び行旅死亡人取扱法第 7 条の規定に基づき行旅死亡人を取扱ったので、同法第 9 条の規定に基づき下記のとおり告示する。

なお、心当たりのある者は、福祉課まで申し出ること。

令和 7 年 7 月 1 4 日

珠洲市長 泉谷 満寿裕

記

1 本籍又は住所

不明

2 氏名、年齢及び性別

氏名 不明

年齢 不明

性別 不明 (頭蓋骨の所見から 4 0 歳から 6 0 歳の女性と推定)

3 容姿及び特徴

身元不明の白骨死体(頭蓋骨、背骨、骨盤、大腿骨、下腿骨等)

4 着衣及び所持金品

無し

5 死亡又は発見の日時及び場所

令和 7 年 4 月 3 日午後 1 時 4 0 分頃、石川県珠洲市馬縹町地内の海岸において、付近を歩いていた住民が人の頭蓋骨や背骨等を発見し、珠洲警察署に通報した。

6 死亡の状況

死亡推定日は令和 7 年 1 月頃、死亡の場所及び原因は不明

7 処置

珠洲警察署にて鑑定の結果、人骨であると特定された。

身元及び死因の特定には至らなかったものの、骨に明らかな損傷等は認められず、事件性はないものと判断された。

以上により、令和 7 年 7 月 8 日に行旅死亡人として珠洲市に引き渡され、同日火葬に付し、珠洲市営斎場に安置した。

8 取扱い市町職員の職、氏名

珠洲市福祉課 課長 徳田 充則

主任主事 榎木 達也